

「地域と大学の連携による郊外戸建て住宅地における持続可能な コミュニティ形成と多世代交流の提案」に関する協働事業協定書

伊勢原市（以下「市」といいます。）と学校法人東海大学工学部建築学科加藤研究室（以下「市民活動団体」といいます。）は、「地域と大学の連携による郊外戸建て住宅地における持続可能なコミュニティ形成と多世代交流の提案」（以下「事業」といいます。）に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

1 趣旨

本協定は、事業の実施に当たり、市と市民活動団体との間の関係や役割分担、相互協力の内容等を定めるものです。

2 事業の目的

本事業は、高齢居住における先進的な取り組みを行っている市民団体等のノウハウを生かし、郊外住宅地の住宅更新、空き家・空き地等の実態調査を通じて、持続可能な地域コミュニティの形成に関わるまちづくり提案を行うことを目的とします。

3 協働に関する原則

市と市民活動団体とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るように努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 情報提供

市は、市民活動団体に対し、事業に必要な情報や資料等を提供します。

イ 実施業務

事業の実施に当たっては、実態調査や関係各所との調整等必要な支援を行います。

ウ 経費の負担

市は、別紙に定める経費を予算の範囲内で負担します。

エ 報告書に関すること

市は、市民活動団体が作成した報告書の内容を検討し、持続可能な地域コミュニティ形成等、今後のまちづくりに生かすよう努めます。

(2) 市民活動団体の役割と責務

ア 情報提供

市民活動団体は、市に対し、事業の実施に必要な情報を提供します。

イ 実施業務

(ア) 調査研究の企画立案、事業の目的を達成するため、事業を総括します。

(イ) 実態調査その他の必要となる調査の実施及び調査結果の分析を行います。

(ウ) 事業成果をまとめ、取組を通じたまちづくり提案を行います。



(エ)その他、事業実施に際して必要となる業務を行います。

ウ 個人情報の保護

市民活動団体は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、個人情報に関するものについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と市民活動団体は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、打合せ協議を行います。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、平成³⁰~~29~~年3月30日までとします。

7 事業の評価等

市と市民活動団体とは、事業完了後に事業内容について評価を行います。

8 その他

本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義等が生じた場合は、市民活動団体と市で協議して定めるものとします。

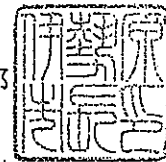
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、市民活動団体は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

平成29年 6 月 / 日

(市)

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山 松太郎



(市民活動団体) 平塚市北金目4-1-1

学校法人東海大学工学部建築学科加藤研究室

代 表 加 藤 仁 美

